

対応した個別的な事柄と、より一般的な課題に通じる議論とが常に混在することとなった。主要な検討点は後の考察で述べるが、その主要なテーマが別紙資料にある「性的虐待対応ガイドライン試行版モニター児相の皆様へ」と題されたアンケート調査用紙（資料 5.）の間 17～30 である。

議論は多岐にわたり、必ずしも直ぐに結論を導き出せるものだけではなく、なおしばらくの間、実践を通じて検討を続けるべき課題が多く認められた。資料 2. にアンケートの結果を整理してテーマごとに並べ直したものを示したので参照されたい。なおこれについても、2. の非モニター児相へのアンケート調査と同様、調査時点で個別情報は公開しないとの約束であり、回答中の固有名詞等、個別的な情報内容は削除・加工して掲載している。

4) モニター児相アンケート調査

所票による相談状況について

ガイドライン試行版のモニター児相は 11 自治体で計 24 か所ある。アンケート調査はそのうち 22 か所から回答を得た（回収率 91.7%）。

【性的虐待、性暴力被害関連の相談実態】

表 21. は 22 児相の平成 22 年 4 月 1 日～11 月 30 日までの間に新規受付、更新受付、前年度からの継続として相談対応実績があった性的虐待（家庭内性暴力被害を含む）、性暴力被害に関連する相談件数の概況である。これをみると当該期間内に合計 85 件の性的虐待（家庭内性暴力被害を含む）相談を受け付け、さらに前年度からの継続として 105 件の性的虐待事例があったことになる。実質 190 件の相談実態があることになるが、法的定義と統計上の報告基準に従えば、この期間の 22 児相の性的虐待の受理・処理件数はおそらく 85 件より少し下回る数になるだろう（実質相談の 44.7%以下）。

さらに性的虐待以外の相談での性暴力被害事案が 55 件認められる。実質的にこの時期に児相が子どもの身に起こった性暴力被害問題を何らかの形で扱うことになる事例は合計 245 件（統計上報告されるだろう件数の約 2.88 倍）ということになる。

表 21. ガイドライン、被害確認面接モニター実施中の児相相談における平成22年4月～11月末の性的虐待・性暴力被害関連の相談実態 n=22

	新規受付	再開受付	前年度から継続中	性的虐待以外の相談での性暴力被害事案
合計件数	72	13	105	55
最大値	10	6	20	13
最小値	0	0	0	0
中央値	3.0	0.0	2.5	1.5
1所の平均件数	3.3	0.6	4.8	2.5
月平均	9.0	1.6	13.1	6.9
各所月平均	0.4	0.1	0.6	0.3

各児相の状況として見ると、それぞれの最大件数は各相談合計の 14～46%に達しており、算術平均と中央値が一致していないところもあり、所ごとのバラつきがかなりあることがうかがわれる。平均すると毎月、何らかの性暴力被害問題を持つ子どもを 1.4 件受理する可能性があったことになる。これは年間では 16.8 件となり、全国児相を 201 か所とすると 3,376.8 件となる。もしも新規・再開だけを計上して月 0.5 件とすると年間 6 件、201 か所では 1,206 件になる。単なる乱暴な推計だが、1,206 件と 3,376.8 件の差が暗示する課題は無視できないと考えられる。

【初期対応の概況】

子どもが家庭内性暴力被害にあったと思われる通告を受理したとき、ガイドライン試行版では、即座な直接接接触による調査と安全確保と調査のための一時保護の判断を求めている。また子どもの安全確保の上、慎重な事実調査と子どもへの被害確認調査（forensic interview）と医学診察の実施を求めている。

表 22. は 22 児相の対応実績を示す。表 21. の相談状況と比較すると少なくとも新規受付 72 件中 84.7%にあたる 61 件に初期被害調査面接が実施された比率

になる。

初期被害調査を実施した事例に対して一時保護は 54 件あり、これは機械的には対応しないだろうが、初期被害調査面接件数の 88.5%にあたる。被害確認面接は全部で 56 件、性被害診察は 27 件、精神科診察は 34 件あり、通告段階からの推移をみたものではないが、かなりの比率で対応が進められていると想定される。もちろん事案全体は 245 件あるが、全てが初動対応の段階ではないことや、対応途上でまだ実施数が計上されていない件数差もあるとみられるところからすれば、ガイドラインの初期対応の枠組みがかなり意識的に実施されていると解される。性被害診察件数が限定されるのはそこまでのニーズを持つ事例に限られるというよりは被害診察の専門性を持つ医師の確保に制限があるからかもしれない。

表22 ガイドライン、被害確認面接モニター実施中の児童相談所における平成22年4月～11月末の性的虐待・性暴力被害関連事案の初期対応の実態 n=22

	初期被害調査面接件数	一時保護件数	被害確認面接		医学診察	
			一時保護して実施	一時保護無して実施	性被害の診察	精神科の診察
合計件数	61	54	39	17	27	34
最大値	8	7	6	4	4	7
最小値	0	0	0	0	0	0
中央値	3	2	1.5	0	1	1
1所の平均件数	2.8	2.5	1.8	0.8	1.2	1.5
月平均	7.6	6.8	4.9	2.1	3.4	4.3
各所月平均	0.3	0.3	0.2	0.1	0.2	0.2

【初動以降の対応の概況】

初動以降の対応概要を表 23. に示す。注目されるのは一時保護所と施設からの引き取りが合計 43 件あることである。これまでの全国的な調査報告では一時保護所からの引き取り件数を計上したものは無く、施設からの家庭引き取り件数のみであるが、施設からの家庭引き取りは 20～30 件前後である。

報告されている施設からの引き取りは 4 件であり件数比的には全国的な傾向内の水準にあるのかもしれない。

いずれにしても引き取り状況の詳しい情報無しには評価することではないが、家庭内性暴力の加害＝被害関係については加害者の元への引き取りや加害者を含

む家族再統合に否定的な方向で基本方針を整理しつつあるガイドライン策定者としては気になる数字である。

刑事告発は最大値をみると 4 件の内 3 件がひとつの児相から出ており、ひとつの事案に複数の子どもが関与していたのかもしれないし、特段に警察と児相の連携が強いところがあるのかもしれない。施設入所 17 件（28 条申立て 1 件）は、新規受付 72 件、再開受付 13 件、初期調査面接 61 件、一時保護 54 件という数値の流れからはやや少ないという印象であるが、一時保護所からの引き取り 39 件と共に具体的な情報がないので評価は控えたい。今後の時間をかけた検討を待ちたい。

表23. ガイドライン、被害確認面接モニター実施中の児童相談所における平成22年4月～11月末の性的虐待・性暴力被害関連事案の措置関係等経過 n=22

	施設入所件数	申立関係			施設からの引き取り	刑事告訴・告発
		法28条申立て	親権喪失申立て	一時保護からの引き取り		
合計件数	17	1	0	39	4	4
最大値	4	1	0	8	2	3
最小値	0	0	0	0	0	0
中央値	0.5	0	0	1	0	0
1所の平均件数	0.8	0.0	0.0	1.8	0.2	0.2
月平均	2.1	0.1	0.0	4.9	0.5	0.5
各所月平均	0.10	0.01	0.00	0.22	0.02	0.02

【ガイドラインの内容と評価について】

アンケートの最後に 2. の非モニター児相へのアンケート調査と類似する 8 項目と保護者向けの 3 種の冊子についての有用性について 5 段階評価を求めた。評定基準は 2. の非モニター児相への調査と同じく「1」が肯定的、有効・必要、「5」が否定的、要検討・疑問と設定している。結果を表 24. に示す。

すべての項目評定が 1.1 から 1.9 の間に分布しており、肯定的な評価を得た。特にガイドラインの必要性については試行実施機関からの意見として 1.1 という高い評価を得た。ただし、試行版については非モニター児相（1.4）とほぼ同じ 1.5 であった。各評定の最大値をみると非モニター児相では「4」であったのに対してモニター児相では全項目で最大値

表24. ガイドライン、被害確認面接モニター実施中の児童相談所の各対応手法、体制についての評定

5段階評価(有効:1~要検討・疑問:5) n=21						
	評定の平均得点	合計点	回答数	最大値	最小値	中央値
35 児童相談所性的虐待対応ガイドライン試行版の有用性	1.5	31	21	3	1	1
36 児童相談所性的虐待対応ガイドラインの必要性	1.1	24	21	3	1	1
37 初期調査面接の有用性	1.4	30	21	3	1	1
38 被害確認面接の有用性	1.7	35	21	3	1	1
39 調査保護の判断要件基準を設定する必要性	1.2	26	21	3	1	1
40 一時保護所の対応体制の充実の必要性	1.2	25	21	3	1	1
41 児童福祉施設の被害児への対応対応性充実に必要性	1.2	26	21	3	1	1
42 非加害保護者支援の考え方の有用性	1.5	32	21	3	1	1
43 冊子案 保護者の方へ一時保護前後の有用性	1.8	38	21	3	1	2
44 冊子案 親だからできること(非加害保護者向け)の有用性	1.9	39	21	3	1	2
45 冊子案 あなたへのメッセージ(非加害保護者向け)の有用性	1.9	39	21	3	1	2

が「3」で、全ての評定が5段階評価の中央より肯定側にチェックされていたことになる。そうだとすると、評定平均点が非モニター児相の評価に近い数値となった項目「初期調査面接の有用性」「児童相談所性的虐待対応ガイドライン試行版の有用性」「被害確認面接の有用性」は微妙ではあるが慎重な評価があったということになる。

保護者向け冊子案については具体的な使用後のフィードバック情報が乏しい段階であるが、肯定的な評価であった。

これらの評価はすべて、本研究班が提供してきたガイドラインやそれに伴う諸研修、情報提供やバックアップモニターがこれで完成・終了するものではなく、今後とも継続して提供する必要があることを要請されているのだと受け止める。併せていずれの成果物も情報提供や主導的な概念の提案も、それが最終的な結論を表しているのではなく、今後の実務を通じて具体的に検討を開始するためのスタートラインとしての評価であることが表していることが強く感じられた。これは3)に示した資料2の間17~30の多数の回答から強く感じ取れるメッセージである。

【ガイドライン試行版の今後と体制整備】

上記の印象は最後の質問の回答でより強いメッセージとなっている。各モニター児相に現段階での所感を求めたところ、表25.の通りとなった。

表25. ガイドライン、被害確認面接モニター実施中の児童相談所の今後についての体制等の所感

所感	回答児相数
基本的にこのガイドライン試行版の内容を業務として組み込むことは可能	4
自治体として、示されたガイドライン等を元に独自のガイドラインの検討・策定が望ましい	8
その他： 基本的にこのガイドライン試行版の内容を業務として組み込むことができる部分については、組み込み、現状が合わないところなどは独自に検討・策定を行う必要がある。	1
無回答	9
合計	22

基本的にガイドライン試行版の内容を業務として組み込めると感じている現場は、すでにいくつかの事例を通じてその独自の実務経験を元にした体制整備が意識されているところであると感じられる。また、回答の2番目と「その他」は共通する姿勢を反映しており、本研究班のガイドライン試行版は、それぞれの自治体での状況評価や検討を経ての修正等により、繰り返し策定し直されることが強く支持されている。無回答の部分にも、もう少し慎重に経過を見守り、経験を重ねて判断したいとの感想が聞かれ、いずれにしても各自治体が自らの実務を通じての振り返りを繰り返しつつ、独自のガイドラインの策定に至ることが支持されていると感じ取れる。

この方針は、そもそも平成21年にガイドライン試行版の説明に20か所の自治体の主管課・中央児相を訪問した時、本研究班から提示した基本的な考え方であり、それは試行実施児相でも心に留め、記憶されていたものと感じられる。

4. モニター児相が経験した事例 20児相、176事例の概要

モニター児相において平成22年4月1日から11月30日までの間に経験した性的虐待、家庭内性暴力被害およびその疑い、または、それに準じる性暴力被害児として対応を要した事例について、その概要報告を求めた。結果として20児相から176件の事例情報の提供を受けた。調査対象全24児相の残りの4児相はこの期間に対応事例が発生していなかった。調査項目は資料6.に示す。

1) 年齢区分と相談種別

表 26. に子どもの年齢区分と問題内容の概況、表 26-2. に性的虐待・家庭内性暴力被害範囲内の事例を、表 26-3. にそれ以外の相談種別で性的虐待・家庭内性暴力被害と同等の対応を要した事例を再掲する。

表26. 性暴力被害児として対応した事例の主たる相談種別 (平成22年4月1日~11月30日) n=176 (表中*は男=16 女=158 不明=2)

Table with columns: 年齢区分, 性的虐待 (性, 身, ネット), 虐待以外の相談 (心理, 他人からの性被害, 施設内性被害, 養護・家庭環境・その他), 非行, 記載なし, 記載なし, 合計

表26-2. 性的虐待・性暴力被害児として対応した事例の主たる相談種別 (平成22年4月1日~11月30日) n=162 (男=15 女=146 不明=1)

Table with columns: 年齢区分, 性的虐待 (再掲男, 再掲不明), 虐待以外の相談 (性的虐待, 身体的虐待, ネット), 記載なし, 合計

表26-3. 性的虐待・性暴力被害児に準じる対応を要した事例の主たる相談種別 (平成22年4月1日~11月30日) n=14 (男=1 女=12 不明=1)

Table with columns: 年齢区分, 他人からの性被害, 施設内性被害, 養護・家庭環境・その他, 非行, 記載なし, 再掲男, 再掲不明, 合計

2) 加害者

表 27. に加害者の状況を示す。本研究班では平成 20 年度、全国の平成 19 年度の児童相談所における性的虐待相談の事態調査を行い、117 児相から 622 件の事例情報の提供を受けた。それらの概要については 20 年度、21 年度の本研究班の報告書を参照されたい。

加害者の被害状況は複雑に組み合わされており、最大 3 人からの加害者からの被害があった。今回も同様である。ただし、今回は監護責任者のネグレクトとしての親権者の虐待者記載は除外し、子どもへの直接の加害関与がある者のみを記載するように要請している点が 20 年度調査とは異なる。

表27. 性暴力被害児の加害者内訳 (平成22年4月1日~11月30日) n=176 (男=16 女=158 不明=2)

Dot plot table showing perpetrator categories (Family, School, etc.) across age groups and gender, with counts for each.

3) 通告者・通告経路

表 28. に通告者・通告経路の状況を示す。最も多かったのは家族であり、次に学校となっている。複数の通告者がある事例は、いずれかに合流して児相に通告された時点で複数の通告者となったものである。

表28. 通告者・通告経路 (平成22年4月1日~11月30日) n=176 (男=16 女=158 不明=2)

Dot plot table showing notification channels (Family, School, Police, etc.) across age groups and gender, with counts for each.

4) 通告時点での情報内容

本研究班では通告時点での子どもの被害情報を 5 つに分類した。多くの性暴力被害事案はその初期段階、特に通告の段階で全ての被害が明らかになっているこ

とは無い。それら子どもが示す微妙な兆候、疑わしい情報をどう評価し、対応に入るかが重要なポイントとなっている。

表 29. にその全体を示す。表 29-2. に年齢区分を圧縮したものを再掲し、図 8. に各被害情報別の年齢分布状況を、図 9. にその構成比を示す。

表29 通告段階での被害情報の内容と子どもの年齢

	①明らかな性的虐待行為の告白	②性的虐待の疑い1 性的被害を疑わせる曖昧な告白	③性的虐待の疑い2 潜在的に性的被害を疑わせるのみ	④子どもからの告白なし 子どもの行動からの疑い	⑤告白なし 性的虐待の目撃 症候性のある問題事実の発覚	⑥記載なし	合計
0~2		2		1	1		4
3~就学前	8	8	4	2	6		28
小1	5		2	1	2		10
小2	2	3		1	1		7
小3	2	6		1	2		11
小4	6	1	1		1		9
小5	8	3		1	4		16
小6	3	3	1		1		8
中1	5	2	1		4		12
中2	9	6	2		5		22
中3	8	1	2		4		15
高1	7	2			1		10
高2	5	1		1			7
高3	6	2	1				9
中卒	3						3
それ以外		1					1
記載なし	1	1			1	1	4
合計	78	42	14	8	33	1	176

表 29-2 再掲 年齢区分の圧縮

0~2	0	2	0	1	1	4
3~就学前	8	8	4	2	6	28
小1~3	9	9	2	3	5	28
小3~6	17	7	2	1	6	33
中1~3	22	9	5	0	13	49
高1~3	18	5	1	1	1	26
中卒	3	0	0	0	0	3
その他	0	1	0	0	0	1
記載なし	1	1	0	0	1	4
合計	78	42	14	8	33	176

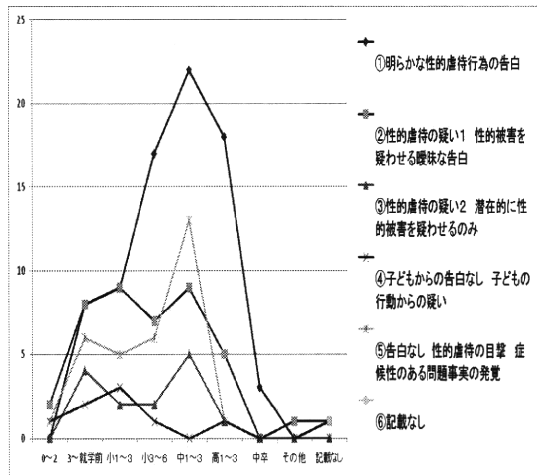


図 8. 通告段階での子どもの被害情報の内容と年齢分布

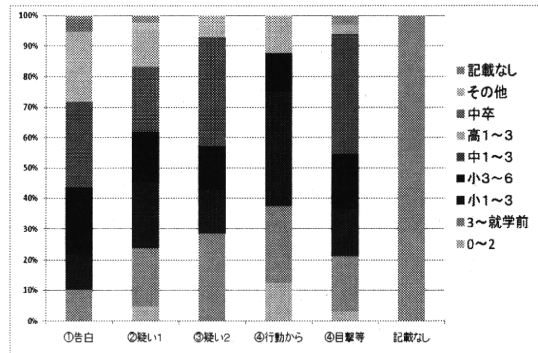


図 9. 通告段階での子どもの被害情報と年齢構成比

5) 初期調査と被害兆候の発見・確認

本研究班では平成 20 年度に行った事例調査で初動の対応において、できるだけ速やかに子どもに直接接触し事情を聴くことが重要であることを確認した。

初期対応はそのまま調査保護、関係者からの影響を排除した状態でのより詳しい被害調査面接と診察、周辺調査による全体的な被害事実の評価へと連続的に結びついており、その対応次第で最初の子どもの SOS が被害事実の確認にまで至るか、放置となって終わってしまうかの分かれ目であることが確認された。(図 10.~図 12. 表 30.) この知見がガイドラインにおける速やかな児相職員による子どもへの直接接触と初期調査、調査保護と被害確認面接実施を対応の柱とすることになった重要な根拠となっている。

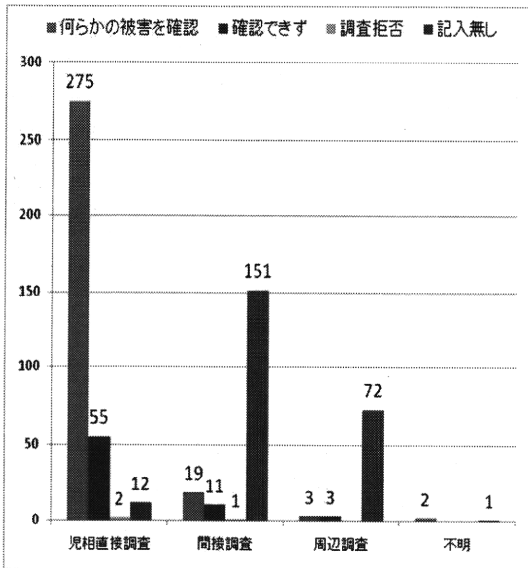


図 10. 平成 19 年度全国児相事例調査における初期対応と子どもからの被害兆候の確認 n=607

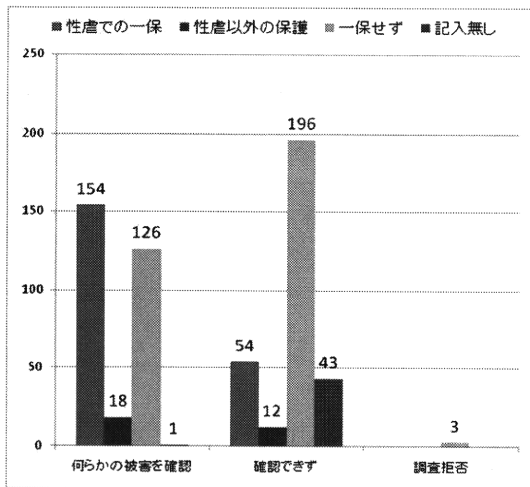


図 11. 初動の被害兆候の確認と一時保護状況 n=607

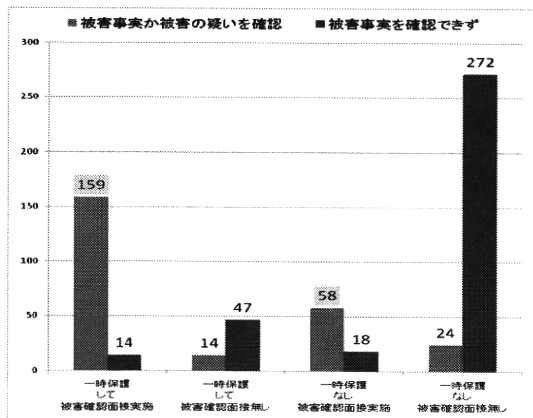


図 12. 一時保護の有無、被害確認面接実施の有無別の最終的な子どもの被害確認状況 n=606

表 30. 平成 19 年度の 633 事例での初動と被害確認 n=626

一時保護の有無	被害確認面接の有無	被害の確認率	被害確認した実数(構成比)	被害確認出来なかった実数	対象者合計
●	●	91.9%	159 (62.4%)	14	173
×	●	76.3%	58 (22.7%)	18	76
●	×	23.0%	14 (5.4%)	47	61
×	×	8.1%	24 (9.4%)	272	296
合計			255	351	606

被害確認面接実施による被害確認 217/249 87.1%

今回の事例調査では、初動の対応と性的虐待・性暴力被害の確認の程度を少し厳密に区分した。表 31. と図 13. にその結果を示す。

表 31. 児童相談所の初期対応と子どもの被害状況の確認

	児童相談所が直接確認	間接確認	当面周辺調査	記載なし	合計
性的虐待の具体的事実確認	48	15	1		64
性的虐待の事実を部分確認	18	6	1		25
何らかの性的虐待の疑い確認	23	9	3		35
性的虐待の疑い確認できず	28	5	9		42
子どもが調査拒否	1	4	0		5
記載なし	2	1	0	2	5
合計	120	40	14	2	176

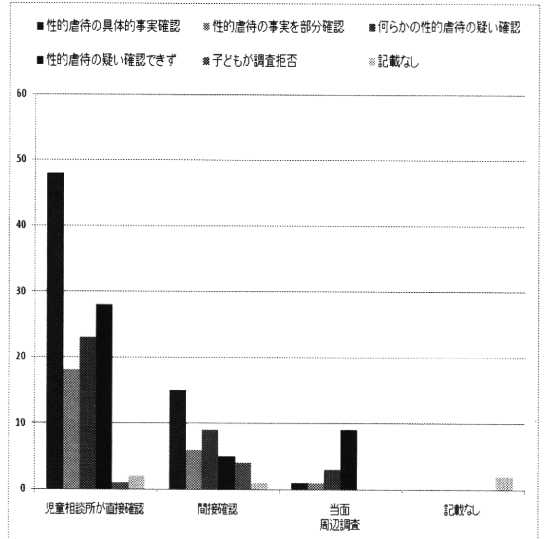


図 13. 児童相談所の初期対応の子どもの被害状況の確認

ただし、初期対応では子どもからの事情聴取は条件的に不完全である。多くの子どもがこれから家に帰ることを前提にした在宅状態のまま、全ての被害を語ることは難しい。そのことから、初期の被害調査は通告の発端となった子どもの被害兆候だけを確認し、調査保護が必要かどうかの判断根拠を得ることに集中すべきであるとしている。この意味で表 31. の分類を再集計したものを表 31-2.、図 13-2 に示す。

表31-2. 児童相談所の初期対応と子どもの被害兆候の発見

	児童相談所 が直接確認	間接確認	当面 周辺調査	記載なし	合計
何らかの疑い確認	89	30	5	0	124
疑い確認できず	28	5	9	0	42
調査拒否	1	4	0	0	5
記載なし	2	1	0	2	5
合計	120	40	14	2	176

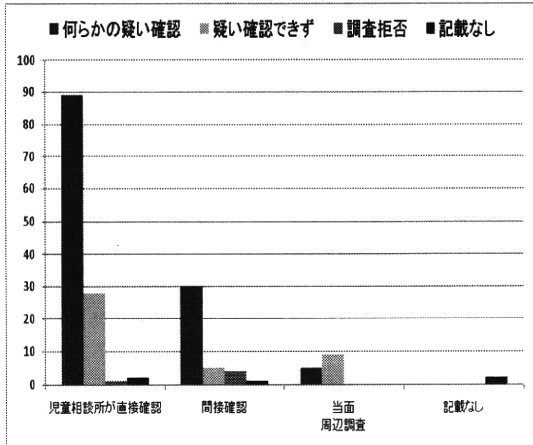


図 13-2. 児童相談所の初期対応の子どもの被害兆候の発見

今回の調査対象事例はガイドラインによる対応を一応の前提としているので、初動の直接接触と子どもからの被害の聴き取りはかなり高頻度を実施されている。対象総数に対する被害兆候の確認率は70.5% (124/176) であり、平成19年度事例の49.3% (299/607) をはるかに上回っている。

6) 一時保護(調査保護を含む)の実施

被害兆候の確認は直ちに保護の必要性の判断に移る。ここで調査保護の判断が問われる。平成19年度事例では何らかの被害兆候を確認した事案において一時保護の判断は割れていた(図11.)。今回の調査からは表32.、図14.に示すように、確認された被害内容の程度によって少し一時保護の判断が異なってくることが示されている。

表32. 初期調査による被害内容の確認と一時保護 n=176

	性的虐待とし て一時保護	別件での一 時保護	一時保護無 し在宅	施設入所中	記載なし	合計
性的虐待の具体的事実確認	38	4	18	4		64
性的虐待の事実を部分確認	11	1	12	1		25
何らかの性的虐待の疑い確認	17	5	10	2		34
性的虐待の疑い確認できず	8	5	28	1		42
子どもが調査拒否			5	1		6
記載なし	2	1	1		1	5
合計	76	16	74	9	1	176

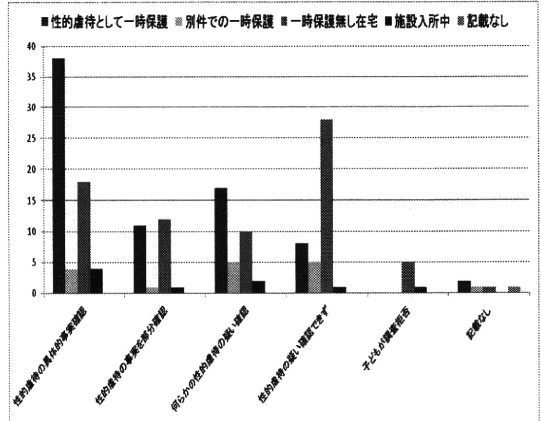


図 14. 初期調査による被害内容の確認と一時保護

上記のデータを先の5)の表31.2.、図13-2の分類に再集計したものを表32-2.、図14-2.に示す。

表32-2. 初期調査による被害兆候の発見と一時保護 n=176

	性的虐待とし て一時保護	別件での一 時保護	一時保護無 し在宅	施設入所中	記載なし	合計
何らかの疑い確認	66	10	40	7		123
疑い確認できず	8	5	28	1		42
調査拒否			5	1		6
記載なし	2	1	1	0		4
合計	76	16	74	9	1	176

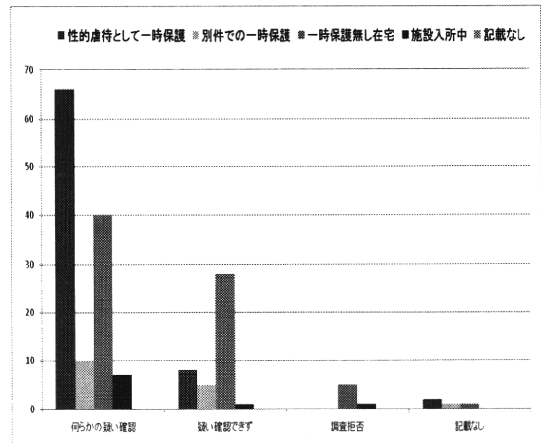


図 14-2. 初期調査による被害兆候の発見と一時保護

これを見る限り、平成19年度事例で確認された一時保護の判断の分岐が認められる。表32. 図14.でみたように初期段階で既に具体的な被害内容の確認がある場合、一時保護をする率は高くなって

いるように見える。被害兆候に対する保護の相対比では今回の事例の方が平成19年度事例よりも保護の率は若干高くなっている。今回の176事例では何らかの疑い確認での保護は65.5% (76/116)、平成19年度事例では57.7% (172/298)。また対象者全体に対しての一時保護の実施率は大きく増加している。今回の176事例では79.3% (92/116)、平成19年度事例では39.2% (238/607)である。ただしこれは保護の判断の差というより5)の被害兆候の確認率の違いによるところが大きいとみられる。

7) 保護者への告知

保護者への告知は一時保護の告知と在宅状態での性的虐待・家庭内性暴力被害、何らかの性暴力被害の兆候を確認し、対応を開始することについての告知、施設入所中の子どもについての保護者告知がある。ガイドラインでは保護者・非加害保護者への冊子による情報提供を提案しており、冊子の利用についても尋ねている。表33. にその状況を示す。

表33. 性的虐待・家庭内性暴力被害およびその疑い、その他の性暴力被害兆候についての保護者への告知状況(冊子の利用状況含む)

	保護者告知		告知未実施		告知の記載なし	合計
	冊子無し	冊子使用	冊子無し	冊子使用		
性虐としての一保	72	1	0	0		76
別件保護	11	0	2	0	2	16
在宅	32	3	24	1		74
施設入所中	6	0	3	0	3	9
記載なし	0	0	0	0	0	1
小計	121	4	29	1		176
合計			125	30	21	

これをみる限り、一時保護の告知は殆どの事例で実施されている。冊子の利用は5件である。

8) 子どもからの被害確認 (forensic interview の実施を含む)

子どもからの被害確認はその手法からは①何らかの専門的な被害確認面接手法によるもの ②ダッチサーベイやRIFCRなど①のRATACに関連する子どもからの被害兆候の聴取法のみによるもの、③児童相談所独自の被害聴取の面接調査票や、何らかの工夫された事情聴取面接によるもの、④一般的な子どもからの事情聴取面接によるものなどに分けられる。また子どもの基本的な居場所については ①一時保護所、②在宅、③施設等がある。

被害確認の結果については ①事実を確認した、②疑いを確認した、③疑いを確認しなかった(疑われた被害がかなりの程度、否定される場合と、被害そのものについて子どもから何も聴けなかった場合がある。)④子どもが聴取を拒否した、等に分けられる。

詳しい結果と分析は「性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究班」の担当領域であり、ここでは全般的な概要として表34. 図15. に確認作業の有無と被害確認の手法、確認結果を示す。

表34. 被害確認手法と確認結果

被害確認面接	事実確認	疑いのみ	確認せず	拒否	不明	合計
NICHHD	32	10	7	1	2	52
RATAC	10	2				12
その他	21	2	5	1		29
未実施	2	5		1	75	83
合計	65	19	12	3	77	176

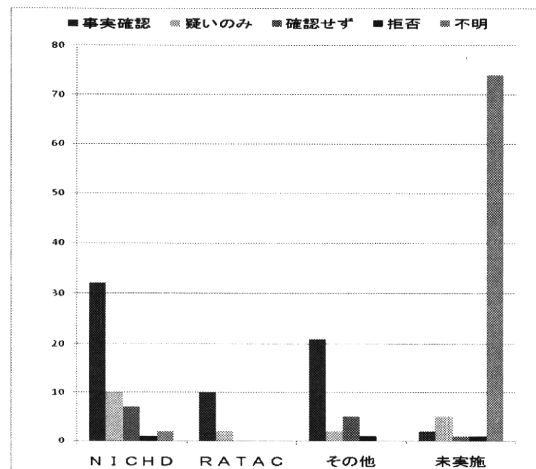


図15. 子どもへの被害確認手法と確認結果 n=176

ガイドライン策定の立場からみて、176事例のうち、何らかの被害確認手法がとられたものが93事例(52.8%)で

未実施が半数弱あることは今後の検討課題である。またその大半が子どもの被害について不明のままとなっているのは平成19年度調査と同様である。

被害確認未実施群について最初の通告と初動対応がどのような内容だったのか検索すると、通告時点の被害内容では具体的な被害を訴えたものが83件中26件あり、曖昧な何らかの被害を訴えた者を加えると47件となる(①具体的な被害を述べたもの:26、②曖昧な被害の訴え:21、③より曖昧な相談:9 ④行動問題から:7、⑤目撃等:20)。注目されるのは当人の訴え無しの行動上の問題や目撃からの通告が27件(このタイプの通告の65.8%:27/41)と多いことである。児相の初動対応では①直接接触が49、間接確認が25、周辺調査が9でかなり積極的に動いている。調査の結果は、被害の疑いが確認出来なかったものが31件とやや多く(①具体的な被害事実を確認:14、②部分的被害事実確認:15、③何らかの疑い確認:17、④疑い確認出来ず:31、⑤子どもが調査拒否:1)、さらに注目されるのは初動調査の結果、一時保護に至らなかった事例が55件と多いことである(①一時保護:18、②別件で保護:7、③一時保護無し:55、④施設入所中:3)。さらに一時保護された子どものうち10件が引き取られ、そのうち加害者の居ないところへの引き取りが8件である。細部をみると件数が少なく個別性が左右しているように見えるが全体としては、初動の取り組みは積極的に行われており、被害兆候の確認もそれなりに進んでいる。その後の経過としての特徴は一時保護に至っていないものと、一時保護後に加害者の居ない家に引き取られてそのままとなっている等の動きがあるように見える。これからみると被害の有無の確認が取れていないことと何も対応がされていないこととはそのままイコールではなさそうである。

9) 被害確認状況とその後の対応

より本質的な課題としては、被害確認の実施の有無にかかわらず、何らかの被害事実の確認結果がその後の子どもへの援助においてどう影響しているかである。これについての概要を以下に示す(図16)。

被害事実確認	一時保護以降の扱い		一時保護所からの引き取り状況			
	一保中	施設入所	元の家庭	非加害親族	(内訳) 安全を確認	(内訳) 子が保護望まず
被害事実確認 65						
一時保護 43	4	22	6	4	1	1
別件保護 2		19	10	10		
			3	3		
一保無し 13		1				
施設入所中 6						
無回答 1		19				
疑い確認 19						
一時保護 9	2	4	5	4	1	
別件保護 5		8	2	2		
一保無し 4			1	1		
施設入所中 1						
事実を確認せず 12						
一時保護 5		1				
別件保護 2		6	2	1	1	
一保無し 5			4	4		
子が調査拒否 3						
一時保護 1		1	1	1		
一保無し 2						
不明 77						
一時保護 18	2	13	2	2	2	
別件保護 7		9	6	2	4	
一保無し 50			1	1		
施設入所中 2						

図16. 子どもの性暴力被害事実の確認状況と子どもの身柄の扱い n=176

図16. をみると、forensic interviewをはじめとする被害確認面接実施の有無、また面接による被害事実の確認結果だけが子どもの援助方針を決めているわけではなさそうに見える。むしろ初動での一時保護がない場合に、その後の接触や支援の具体性が見えにくいと言えるかもしれない。この点はなお詳細な調査確認を要する。

10) 医療診察の実施状況

子どもの性暴力被害の被害事実確認調査において客観的な医療診察所見はきわめて重要である。あわせて精神科の支援も多くの後遺症を発症する性暴力被害に関しては欠かせない。また刑事捜査における刑事証拠の保全に関しても医療診察は重要な役割を果たす。しかしながら日

本には性暴力被害についての医学診断の専門課程が確立していない。とりわけ子どもの性暴力被害についての医学的診察の専門性確立は最も急がれる重要課題のひとつである。多くの児童相談所が子どもの性暴力被害を適切に診察してくれる医療機関を見つけるのに苦労している。表 35. に 176 事例の医療診察の状況を示す。婦人科診察は妊娠や性感染症の診察を含め、36 件 (20.5%) に留まっている。全体でも医療診察は全体の 34.7% で、これはおそらく必要量には達していないと思われる。

表35. 医療診察の状況 n=176

医療受診情報					性別			合計	総計
婦人科	精神科	小児科	未受診	記載なし	女	男	無記入		
●	●				10			10	61 34.7%
●					25	1		26	
	●				3			3	
	●	●			12	2		14	
		●			7	1		8	
			●		52	5	1	58	115
				●	49	8		57	85.3%
36	27	11	58		57	158	17	176	176

11) 一時保護以降の子どもの身柄の場所

8) 9) でもその一部に触れたが、一時保護した子どもたちも被害事実についての調査の結果やその間の様々な調整の結果、次の対応に移っていく。176 事例中、一時保護したのは全部で 92 件あり、その後の子どもの身柄の場所について表 36. のようになっている。平成 22 年 11 月 30 日の時点でまさに一時保護中である 8 件を除いて、加害者の居ない環境へ移ったのは 68 件 (81.0%)、加害者のいる環境に戻ったのは 16 件である。

表36. 一時保護以降の子どもの身柄の場所 n=92

現在も 時保護中	施設入所		引き取り																								
			元の家庭に				非加害保護者の元へ 一部は親族も同居				親族の元へ			その他 記載なし													
			被害確認なし	安全確保	無外等不測の事態 子が保護を望まず	無外等不測の事態 子が保護を望まず	被害確認なし	安全確保	無外等不測の事態 子が保護を望まず	被害確認なし	安全確保	無外等不測の事態 子が保護を望まず	記載なし														
8	18	1	6	3	9	2	2	1	13	2	0	0	0	1	21	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0
8	41		16				22				5			0	0												
92																											

12) 法的対応(児童福祉法、刑事訴訟法等)

児童相談所のあらゆる子ども虐待対応は、基本的に児童福祉法、児童虐待防止法をはじめとする法的な根拠に立った行政サービス対応である。とりわけ介入的な権限である職権保護は特に調査保護対応においては児童相談所だけが担っている重要な権限執行でもある。ここではより限定的な法的対応として表 37. にあるような項目についての状況を示す。これ以外にも立入調査拒否罪の告発、臨検・捜索、接近禁止命令などがあるが今回の調査ではモニター中に特にそうした事例情報が無かったため触れていない。

表37. 法的対応の状況

内容	民事		刑事									
	28条申立て		刑事告訴				刑事告発					
	申立て中	承認	親権喪失の申立て	手続中	不起訴	手続中	不起訴	不起訴	暴行・傷害	児福祉法違反	青少年保条例	
件数	1	1	1	3	7	3	2	2	1	0	3	1

13) 施設からの措置解除

本研究班は、家庭内性暴力被害及びその疑いの事案では原則的に加害者を含む家族再統合は困難との見解にある。平成 21 年度に日本子ども家庭総合研究所が行った平成 20 年度の全国児童相談所の保護者指導の調査研究で、性的虐待事例の家庭引き取り事例は 28 例 (性的虐待が主 20 件 副が 8 件) あり、そのうち 13 件が加害者のいる家庭に帰っているが、そのうち 9 件 (69.2%) がわずか 1 年未満で再発し、特に保護者の強い希望と、子どもの意向で帰宅した 7 件中、5 件 (71.4%) で 1 年未満内に性虐待の再発が認められる (山本他 2009) など、性的虐待・家庭内性暴力の再発性、継続性は他の虐待と違って極めて高水準である。

もちろん個々の事案にはそれぞれの特異性があり、全てを原則、基準で拘束することに妥当性があるかどうかはまだまだ今後の精査が必要である。

今回の 176 件では 7 件が措置解除とな

り、そのうち3件が加害者のいる家庭に復帰している。

表38. 施設からの措置解除の内容 (平成22年4月1日～11月30日) n=7

措置解除先	件数	措置解除の理由			非加害親			加害親			その他親族				
		安全が確保	就労自立	施設の限界	児童福祉指導	継続面接	殆ど接触無し	ケース終結	児童福祉指導	継続面接	殆ど接触無し	ケース終結	児童福祉指導	継続面接	殆ど接触無し
元の家庭	3	3			3				2			2			1
非加害親だけの元へ	2	1		1	1					2					2
親族															
知人															
児童															
その他	2	2									1			1	1
合計	7	6	0	1	4	0	0	0	2	0	2	2	0	2	2

それぞれの事例とも加害保護者、非加害保護者、親族に対して継続面接が設定されており、継続的な見守りと支援が続けられている中での家庭復帰である。

14) 保護者・関係者への指導

性的虐待・家庭内性暴力の被害児の予後にとって、非加害保護者からの支援が極めて重要であることが指摘してきた。本研究班ガイドラインでも被害保護者への支援は重点的課題であり、そのための冊子も用意した。ただし、モニター児相の事例では、しばしば非加害保護者の子どもへの危険性が指摘され、ネグレクトを初めとして心理的、身体的虐待が認められたり、性被害の事実を否認して児相と対立する非加害保護者もあり、その対応は容易でないことが感じられている。子どもの生活圏からの加害者排除が原則とならないわが国の対応制度、システムも、英米の非加害保護者への支援の基本的前提に加害者排除の原則があることと大きく違っており、日本独自の方策を講じる必要があるかもしれない。

表39. に保護者・関係者への指導状況を示す。これをみると非加害保護者は事例全隊の67.5%で、加害者は41.5%で、その他親族は28.4%で何らかの継続的な関与下にあるが、いわゆる行政責任において保護者に指導に従う義務を課している児童福祉司指導は非加害保護者で6.2%、加害者で2.8%、親族で0.6%にとどまっている。指導方針・目標設定の原則が未整理であること、業務多忙の中

で限界があること等が児童福祉司指導が少ない理由であろう。それでも平成19年度事例の非加害保護者指導全体が50.5% (248/482)、同、加害者指導が23.4% (113/483)、その他親族が19.9% (83/417)であったのに比べると高水準で保護者指導が取り込まれつつあることがうかがわれる。

表39. 保護者・関係者への指導状況

保護者・関係者への関わり	非加害保護者					加害保護者					その他親族							
	児童福祉司指導	継続面接指導	随時面接	殆ど接触無し	終結	児童福祉司指導	継続面接指導	随時面接	殆ど接触無し	終結	児童福祉司指導	継続面接指導	随時面接	殆ど接触無し	終結			
件数	11	73	35	24	15	18	5	22	46	59	23	21	1	10	39	71	16	39
小計	119					39					18							
総計	176					176					176							

D. 考察

以下に本研究班の3年間の研究を踏まえ、1) ガイドライン試行版に基づく実務上の取り組みについての現段階での評価、2) ガイドライン試行実施の現場で見出してきた現在の課題、3) この間の検討を通じて浮かび上がって来た将来の課題と見通しについて以下に述べる。

1) ガイドライン試行版に基づく実務上の取り組みについての現段階での評価

少なくとも、本研究班の作成するガイドラインは最終版も含めて決定的な完全版では無い。「ガイドライン」は「ルール」ではない。「ガイドライン」は結論的な何かの決定事項を示すのではなく、多様な現実と限界性を前に、それに立ち向かう者が実際的で実効性のある最善の問題解決を見出すための道具となるべき「基本方針」、「目標となる価値の方向性」、「手掛かりとなる具体的手法」を提供するものである。

この意味で、本研究班が提供してきた試行版はかなりの自治体現場において受け入れられ、肯定的評価を得てきたと認められる。また試行実施に入ったモニター児相の対応内容は、それ以前の19年度の全国児相の対応水準よりも、より多

くの子どもの被害の訴えを受け止め、安全の確保と公平な被害事実の解明においてあきらかに進歩があったものと評価できる。もちろん、相談現場の実態は常にならせん運動に似た様々な様相を呈するものであり、その全てが肯定的に評価できる結果にたどり着いたとは言えない。また前進の中核となったものは、おそらく本研究班のガイドラインや情報提供によるのではない。通告・相談件数の増加を含め、既に社会状況、相談現場の状況は、平成19年度の状況を踏み越えて進展しつつあり、そのことに応えるべく対応を続けている児童相談所現場の実相に対して、ガイドラインが追いつこうとしてきたのである。そういう意味において本研究班は、相談現場と常につながりを保つことにより、流動し輻輳する事態に対してその内容を整理し、より自覚的な方向性を見出そうと努めてきた。以下にその具体的なテーマを箇条書きで示す。

2) ガイドラインが確認しようとしている当面の課題と方策

① 子どもの性暴力被害について「家庭内性暴力被害及びその疑い」について統一的な対応体制の構築が必要

加害者規定による「性的虐待」から、子どもの身に起こった被害に焦点を置いた「家庭内性暴力被害およびその疑い」としての統一的な対応体制の構築が重要である。狭義の「性的虐待」はその一部分といえる。

対応とは「即座な直接調査」、「児童福祉法に基づく安全確保と事実調査のための保護の判断」、「客観性を確保した慎重な事実調査」および「再被害の阻止と必要なケアの開始」である。

② 初期調査から「調査保護判断」のシステムの明確化

通告受理直後の初期調査によって調査保護(安全確保と事実調査のための保護)の判断が必要である。被害の進行、関係

者からの影響を排除して子どもに被害確認面接や医療診察を実施すると共に、周辺調査、関係者からの事情聴取等の一連の作業を行うには、原則的に職権保護による調査が必要である。性暴力被害は特に何らかの兆候告白の把握から直ぐに当人の身柄の確保・保護を行わなければ被害確認が困難となる。

本研究班では調査保護判断の目安は通告情報の①詳細な具体的被害の陳述、②曖昧な被害の訴え、と⑤の目撃等の客観情報の存在にあると提案している。しかしこれはガイドラインであり、実務的には各所、各事例において検討することが基本となる。

③ 家庭内性暴力被害対応についての社会的認知・合意の形成 通告体制の確立が重要

「家庭内性暴力被害およびその疑い」についての社会的認知、特に学校等における情報把握から通告までの体制整備と対応知識の周知、社会的認知の促進が早期通告の課題である。

学校等の機関の組織通告のシステムは性暴力被害の疑いについて、慎重かつ通告判断のバラつきが著しい。

性に関する文化的偏見：

被害者が隠す、性的接触を拒否していない性関係を虐待といえるのか？ もし間違っていたらとんでもないスキャンダルになる。本当にそんなことがあるのか？等々、またジェンダー・バイアス問題も関係している。

本研究班では「教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定および啓発・研修に関する研究班」との共同制作物として保育所・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、放課後児童クラブ職員むけの子ども虐待対応と性的虐待対応の配布用冊子を作製した(ガイドライン資料参照)。

これは各児相が地域において、関係機関と実務的な協議を行う際に参考資料として提供することを想定して作成されている。

④ DV問題における性暴力と子どもの被害の重視

DVへの暴露はそれだけで子ども虐待であるが、DVに伴う子どもへの身体的・性的暴力がネグレクトと共にかかなりの比率で潜在する可能性が注目されつつある。行動監視や交友関係への干渉など、表面的な配偶者暴力が目立たなくとも、子どもを支配し、それが性的搾取に発展するような事例が少なくない。今後DVにおける性暴力と子どもの安全がより注目される必要がある。対応ガイドラインにおいても保護者への接触初期からDV問題の潜在可能性を常に視野に入れた対応の必要性を指摘している。

⑤ forensic interviewの手法確立、面接の位置づけと呼称についての整理

forensic interviewはわが国では「司法面接」と呼ばれてきた。しかし「司法」は刑事捜査を想定させる言葉であり、現在児童相談所が課題としている forensic interviewに関する技術・手法は、児童福祉領域における法的対応根拠を確保するためである。当面の混乱を避け、またわが国における今後の各領域における子どもからの法的な正確性、客観的立証を確保した事情聴取法の確立を促す意味も含め、児童福祉領域における forensic interviewを「司法」と区別して「児童福祉領域における forensic interview：(法的)被害(事実)確認面接」と呼ぶこととする。

◆児童福祉領域における forensic interview：(法的)被害(事実)確認面接」の目的：

子どもの安全確保 事実調査、再被害の阻止とケアの開始。

◆刑事・司法領域における forensic interview：事情聴取の一部としての「司法面接」の可能性・目的：

加害者・加害行為の特定のための事情聴取、子どもの性暴力被害の事実確認としての事情聴取、その証拠化。

◆医療診察における forensic interview：診察場面の問診における事情聴取の目的：

児童福祉・刑事捜査の情報と照合できる客観的情報、医療所見の確保とケアの開始。刑事証拠保全。

✦欧米のMDTシステム(多職種専門家チーム・システム)に至る道には、CPS法の制定、児童保護局の活動を通じて形成されていった子どもの安全確保、緊急調査保護と事実調査についての法的、制度的な体制整備、組織・機関の整備と社会的認知・支持、反発とバックラッシュ、裁判所での闘いについての理解が必要。日本の児童相談所はCPSとしての裁判所・司法機関の管理・対応体制のバックアップによる権限を持たずに、ただ福祉行政サービスをベースにした援助専門性の延長線上での例外的な応用的対応として、CPS類似業務を行っている状態である。こうした事態を理解し、より明確な司法と福祉の連携を前提としたCPS機能の確立の上で初めてMDTシステムの実効性が期待できる。

✦当面は児童福祉領域において、親権に対する、児童福祉上の子どもの安全確保、性の搾取からの子どもの保護、再被害の阻止のための対応判断のための事実根拠の把握手法、法的手続きにおいて保障すべき子どもからの事情聴取法としてのわが国における forensic interview手法の確立が課題。これを児童福祉領域における forensic interview：「(法的)被害(事実)確認面接」と呼ぶ。

✦併せて児童福祉における「(法的)被害

(事実) 確認面接」の実施範囲、情報管理範囲の整理、目的外使用の制限、刑事捜査情報との区別、バックアップスタッフの制限(法的対応責任者・SV・許容される学識研究者のみ)等の整理と明確化が必要である。

⑥ 被害確認面接の手法確立と対応体制の整備、基本技術と特殊技術の確認

児童相談所における児童福祉法上対応のための forensic interview の技術確保のための訓練とフォローアップの体制確保が必要である。併せて各児童相談所における対応整備と併行して広域共通の評価機能機関を設置するなどの工夫が各地域の特性と併せて検討必要である。

また forensic interview の技術は、子どもからの情報に法的な立証性に関して問題を生じるような情報汚染を起こさないためにも、子どもに直接接する全ての関係者が周知・共有すべき留意事項としての基本技術の部分と、高度に構造化された事実確認のための面接技術に分けて理解する必要がある。

法的な立証性、客観性を損なわずに子どもと話し、事情を聴くための基本技術は forensic interview か学ぶべき技術であると同時に、法的制度の適用や権限行為に係るソーシャル・ワークの基本技術でもある。この観点からの共通技術の周知・共有化と維持のための訓練体制の整備も課題である。

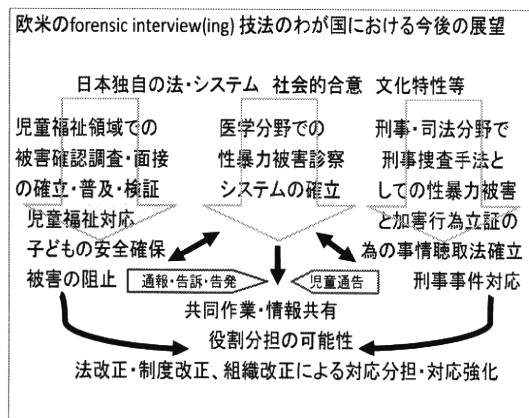


図 16. 日本における forensic interview の展開と展望

❖日本における forensic interview の導入にあたっては、児童福祉 刑事・司法 医療診察それぞれが自身の課題における法的客観性を確保した事情聴取手順を確立し、その上で共同作業としての立証性のある調査、捜査、診察の共有のもとで、共通の forensic interview と診察のシステムを形成する手順が必須である。

❖ forensic interview の技法については 2010 年現在、CornerHouse の RARAC™ と NICHD プロトコルが訓練を含めた形でわが国に導入されているが、国際的には様々な手法が展開中で、より多くの技法の導入と交流によって、日本独自の文化や体制に遭わせた課題整理や専門性の確立が望まれる。

❖概略的には図 16. のように各領域での確立・発展を前提として制度的な見直しを経て共同作業の一体化が図られるべきである。

⑦ 児童福祉領域の対応では、一時保護、施設入所後の指導援助に重い課題あり、その為の体制整備も急務である

子どもの職権による調査保護の実効性を確保するためには、一時保護所の体制、調査保護された児童への丁寧な対応、また児童福祉施設入所後の様々な後遺症や多彩な問題行動を示す子どもへの対応体制の充実が課題である。さらには初期からの非加害保護者への支援体制も充実しなければならない。これ等の受け皿となる援助体制が弱体なままで、初期対応だけを充実させても問題解決にはならない。

ガイドラインは児童相談所の通告受理からの初期対応に焦点をあてて策定してきたが、これに先立つ通告段階での諸機関職員の動きや組織体制の整備、初期対応以降の当面～中・長期の子どもと保護者、家族への対応についての体制整備が一体となった時、初めて全体としての機能が発揮される。こうした意味からも本研究各班の研究の緊密な照合・連携が重

要である。

3) 研究から見てきた将来の課題

① 援助対象となる子ども性暴力被害の観点整理

子どもの性の安全に関する課題は今日多岐に渡り、かつ多分野の共同作業なしにはその全体像を捉えられない。その概要を示すと図 17. のようになる。図中の薄い色で囲まれた SA と示された領域が家庭内性暴力被害及びその疑いの主たる領域ではないかと考えられる。forensic interview の位置づけも示す。

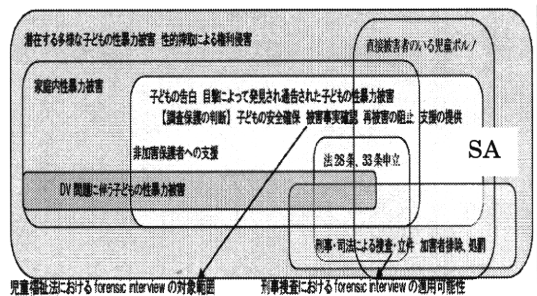


図 17. 子どもをめぐる性暴力の状況

② 医療分野の性暴力被害についての専門性確立・対応体制の整備 SACHICO ワンストップセンター等をモデルとした体制整備の重要性

- ❖ 医療診察による性暴力被害についての客観的な被害確認、調査情報や子どもの証言と照合できる子どもの性暴力被害についての日本での医療診察・診断専門性の確立が必要。妊娠、性感染症への対応、DNA 鑑定、治療的性教育等との連動も課題である。
- ❖ 児童福祉における子どもの緊急保護、調査に連動できる診察体制の確立のため、例えば SACHICO やハートフルあいち等に、刑事捜査における子どもの性暴力被害への緊急対応、刑事証拠保全と事件化に対応した法医学・司法捜査上の診断体制の確立（強姦救援センターにおける対応と連動：ワンストップセンター、併せて SANE (Sexual Assault Nurse Examiner) の活用) が

望まれる。

- ❖ 将来的な見通しとしては、司法管理下に広域をカバーする性暴力被害評価センターなるものを設置し、そこに forensic interview や医療診察、必要なら刑事証拠保全を行うと共に、加害者訴追の刑事手続きも迅速に行えるよう体制を整備することが必要である。児相の対応は司法管理下における被害評価を優先順位の 1.とし、司法が関与しない、あるいは子どもの安全確保に間に合わない場合に第 2 の選択肢として独自に児童福祉法上の forensic interview を含む緊急対応を行う。

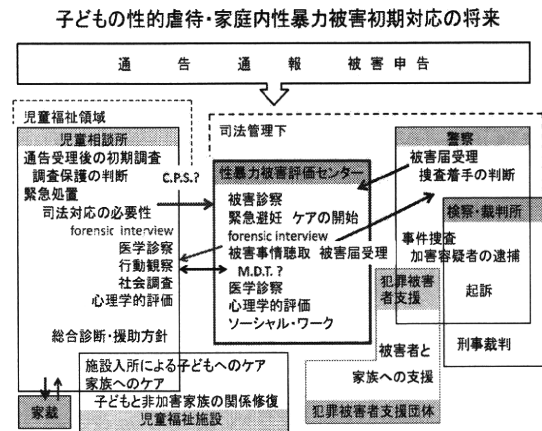


図 18. 将来の性的虐待、問題の対応体制

③ 非加害保護者支援体制の充実

- ❖ 被害を受けた子どもにとって、非加害保護者が子どもの被害を信じ、子どもを支援することは子どもの回復にとっては重要である。
- ❖ 非加害保護者は家庭内性暴力の発覚にショックを受け、子どもと加害者によって隠し事をされていたことに傷つく。また残された家族の生活をどうするかという課題にも直面させられる。非加害保護者が加害者から子どもを守るために加害者を排除できない場合、加害者が在宅のままの家庭生活が継続され、子どもは家庭に復帰できず、また非加害保護者と子どもの関係も複雑な状況になる。これらの課題に直面した

非加害保護者への集中的支援が必要とみられる。

- ❖ しばしば非加害保護者は過去に虐待・性暴力被害歴があったり、夫婦が DV 関係であったりする場合が多い。自身の被害について十分な認識・回復のない非加害保護者はしばしば被害児を拒否したり、被害児と加害者を和解させようとしたり、加害者に利用される結果となる危険性が高く、長期にわたる支援が必要である。

④ 加害（加害を疑われる）者への再被害阻止努力と保護者責任の呈示の必要性

- ❖ 全ての保護者・養育者は子どもの安全と健全育成の義務責任を負っていることから、加害を疑われる、あるいは加害行為があったとみなされる保護者は全て、性暴力が被害者に与える影響を理解し、それ以後の生涯において、被害者に再被害をもたらす危険を認識し、それを回避することが努力義務として認識されるべきである。保護者として被害者の安全を守るための努力責任を負うべきである。
- ❖ 加害者（加害を疑われる）者への再犯防止教育や保護者責任の認識を含む介入的な治療教育は現時点では信頼性のある方法が確認されていない（成人への治療教育では悪化が報告されているケースもある）。ただし、児童福祉上の保護者としての努力義務を呈示しておくことは重要と考えられる。

⑤ 長期にわたるトラウマ 進行・深刻化：年齢・成熟に伴う過去の被害への気づきへの対応と支援（児童ポルノ被害を含む）

- ❖ 子どもの性暴力被害によるトラウマ性のダメージは、当人の理解・認識に規定される。個々の時点でのケアがそれなりに提供されても、加齢・成熟に伴って、過去の被害が再認識されること

によって深刻化するという特性があり、長期のフォローが必要である。

- ❖ 保護者が直接加害行為ではなく子どもの提供に関与した児童ポルノ事案では、親子分離による介入・調整が必ずしも必須となっていない。ただし子どもが事件を記憶している限り、子どもの成熟に伴って保護者の関与についての子どもの被害認識が変化する。結果的に親子関係の問題が深刻化する危険性が高い。子どもの記憶が曖昧である場合、さらに問題は複雑な様相を呈し易く、神経症的な問題や、子どもが事実を認知した時点でのダメージ、親子関係の破綻が懸念される。
- ❖ いずれの場合にも、加齢・成熟に伴うトラウマ性のダメージの生起をフォローできる子ども・保護者・家族へのケア体制が必要である。

⑥ ネグレクト問題に潜在する多様な子どもの性の安全の問題、DV 問題に伴う子どもの性暴力被害への注意・関心

- ❖ 深刻なネグレクトと子どもへの搾取は同根の問題である。ネグレクト問題における子どもの性の安全への注意が必要。
- ❖ DV における支配的暴力としての子どもへの性暴力には未知数の部分が大きく、相当の被害がまだ潜在している可能性高い。DV 問題がある場合、母親は様々に無力化されていて、子どもを効果的に守れないばかりか、時として自身が子どもへの加害に加担させられている。

⑦ 男児被害の発見と支援（加害への転換の防止含む）

- ❖ 男児の性暴力被害の発見・発覚率は女児に較べてさらに低いとみられる。児童福祉施設における性暴力問題ではしばしば男児間の性暴力があり、過去の性暴力加害者の研究では近親姦・性被害を背景にした加害性が指摘され

ており、今後の課題である。

⑧ 児童福祉領域と刑事・司法分野の対応における事情聴取の観点の区分と統合 CPS MDT プロセスの理解と整理

- ◆子どもの性暴力被害についての警察と児相の連携では、児童福祉の子どもの保護の理念・手法と刑事捜査の犯罪の立件の理念・手法との擦り合わせが不可欠。何が forensic となるかの焦点も異なってくる。
- ◆日本では法による CPS の安全保護体制、裁判所による親権管理のシステムが無く、全てを行政サービス体制で担当している。また子どもの安全確保の基本判断（CPS 機能）が児童相談所の任意の専門性による判断だけに委ねられている。これでは CPS、MDT のシステムが有効に機能しにくい。

⑨ 子どもの安全の予防教育（性教育ではない）の課題

- ◆子どもの性の安全に関する全国的な予防教育の充実・徹底が子どもの安全にとっては最も重要な課題ではないか。

F. (省略)

G. 研究発表

1. 論文発表：特になし。
2. 学会発表等。
日本子ども虐待防止学会においてと司法面接の分科会に講師として参加。

H. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む）

該当となる事実なし。

参考資料

1. M・アルドリッチ、J・ウッド 著「子どもの面接法 - 司法手続きにおける子どものケアガイド」仲真紀子 編訳 齋藤憲一郎、脇中 洋 訳 2004 年 北大路書房
2. 英国内務省・英国保健省 編 「子どもの司法面接 - ビデオ録画面接のためのガ

イドライン」仲真紀子・田中周子 訳 2007 年 誠心書房

3. W・ボーグ、R・ブロードリッグ、R・フラゴ、D・M・ケリー、D・L・アービン、J・バトラー 著「子どもの面接ガイドブック - 虐待を聞く技術」藤川洋子、小澤真嗣 監訳 2007 年 日本評論社
4. 日本子ども虐待防止学会 (JaSPCAN) 虐待に関する制度委員会結果報告「児童相談所における性的虐待事例への対応課題に関する調査」 2006 年
5. Erin Sorenson 他著 Handbook on Intake and Forensic Interviewing in the Children Advocacy Center Setting /National Children's Alliance OJJDP Washington,D.C 1997 こども未来財団平成 15 年度児童環境づくり等総合調査研究事業「性的虐待事例への援助方法に関する研究班（主任研究員 萩原總一郎）2004 年
「CAC におけるインタークと法的インタビューハンドブック(抄)」
6. 桐野由美子「性的虐待への対応 ～多職種チームと法的インタビュー～」鎌田穰 監修 京都ノートルダム女子大学心理臨床センター 編集「心理・福祉のファミリー・サポート」 2003 年 金子書房 137-160
7. John E..Myers 著 小倉敏彦 訳「法的システムと子どもの保護」小木曾宏 監訳「マルトリートメント 子ども虐待対応ガイド」16 章 2008 年 明石書店
8. ハワード・ドゥボヴィッツ、ダイアン・デパンフィリス 編著 庄司順一 監訳「子ども虐待対応ハンドブック - 通告から調査・介入そして終結まで-」p136-p232 明石書店
9. 山田不二子 「性的虐待の診察方法」小児科臨床 Vol.60 No.4 p697-p707 2007 年
10. 近畿弁護士会連合会 人権擁護委員会 「第 29 回 近畿弁護士会連合会大会シンポジウム 第一分科会 性暴力被害者への法的支援の現状と課題」2009 年
11. 北山秋雄「子どもの性的虐待」1994 年 日本看護協会出版会
12. ロジャー・J.R.レヴェスク 著 萩原重夫 訳「子どもの性的虐待と国際人権」2001 年 明石書店
13. 石川義之「親族による性的虐待 近親姦の実態と病理」2004 年 ミネルヴァ書房
14. 厚生労働科学研究補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進事業）「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究（研究代表者 柳澤正義）」平成 20 年度総括・分担研究報告書 2009 年（玉井邦夫他「教育・福祉・保健機関等の職員のため

- の子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定および啓発・研修に関する研究」／山本恒雄 他「児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究」／庄司順一 他「性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究」／岡本正子 他「性的虐待を受けた子どもの中長期的ケアの実態とそのあり方に関する研究」)
15. 厚生労働科学研究補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進事業）「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究（研究代表者 柳澤正義）」平成 21 年度総括・分担研究報告書 2009 年（玉井邦夫 他「教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定および啓発・研修に関する研究」／山本恒雄 他「児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究」／庄司順一 他「性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究」／岡本正子 他「性的虐待を受けた子どもの中長期的ケアの実態とそのあり方に関する研究」)
 16. 山本恒雄 「性的虐待に必要な知識と留意点 穏やかに、しかし確実に、子どもの安全を確保する責任が私たちにある」そだちと臨床 Vol.8 106-113 2010
 17. 山本恒雄「日本における性的虐待の実態と対応の現状」子どもの虹情報研修センター紀要 No.8 56-75 2010
 18. 山本恒雄「日本における子どもの性的虐待についての現状と課題」子どもの虐待の予防とケアのすべて」追録第 15 号 262 の 2-265 の 5 第一法規 2011
 19. キャロライン M.バイヤリー著 宮地尚子監訳 菊池美名子 湯川やよい 訳 「子どもが性被害を受けたとき お母さんと、支援者のための本」明石書店 2010
 20. ジャネット・ケイ著 桑原洋子 藤田弘之 訳 「児童逆地防止と学校の役割」信山社 2005
 21. 玉井邦夫「学校現場で役立つ子ども虐待対応の手引き」明石書店 2007
 22. デイビット・フィンケルホー編著 森田ゆり 金田ユリ子 定正由里子 森 年恵 訳 「子ども被害者学のおすすめ」岩波書店 2210

表 40. 児童相談所における性的虐待対応ガイドライン、被害確認面接の試行実施、実務モニターの実施状況 二班共同

自治体名	ガイドライン研修・モニター	初期被害調査面接研修	NICHD プロトコルのトレーニング研修	被害確認面接モニター フォロアアップ・アドバイス	NICHD フォロア研修
福岡市	平成 22 年度から		既に実施中の手法と併行実施	実施	
岡山県	平成 21 年度から		研修実施	実施	実施
堺市	平成 21 年度から		研修実施	実施	実施
奈良県	平成 21 年度から		研修実施	実施	実施
浜松市	平成 22 年度から	実施	研修実施	実施	実施
静岡県	平成 22 年度から	実施	研修実施	実施	実施
静岡市	平成 22 年度から		研修実施	実施	実施
横須賀市	平成 22 年度から	実施	研修実施 既に実施中の手法と併行実施	実施	実施
千葉県	平成 22 年度から	実施	研修実施 既に実施中の手法と併行実施	実施	実施
茨城県	平成 22 年度から		研修実施 既に実施中の手法と併行実施	実施	実施
京都府	研修実施 平成 21 年度		研修参加		実施
京都市	研修実施 平成 21 年度		研修参加		実施
大阪市	研修実施 平成 21 年度		研修参加		実施
滋賀県	研修実施 平成 21 年度		研修参加	部分実施	実施
和歌山県	研修実施 平成 21 年度		研修参加		
兵庫県	研修実施 平成 21 年度		研修参加		実施
新潟市	研修実施 平成 22 年度		研修参加	部分実施	実施
東京都	研修実施 平成 22 年度		研修参加 既に実施中の手法と併行実施		実施
大阪府	研修実施 平成 22 年度		既に実施中の手法と並行実施		実施
神奈川県	研修実施 平成 22 年度		研修参加 既に実施中の手法と併行実施		実施
埼玉県	研修実施 平成 22 年度		研修参加 既に実施中の手法と併行実施	部分実施	実施
川崎市	研修実施 平成 22 年度		研修参加 既に実施中の手法と併行実施		実施
さいたま市	研修実施 平成 22 年度		研修参加 既に実施中の手法と併行実施		実施
栃木県	研修実施 平成 22 年度		研修参加		実施
長野県	研修実施 平成 22 年度		研修参加 既に実施中の手法と併行実施		実施
愛知県	研修実施 平成 22 年度		研修参加 既に実施中の手法と併行実施		実施
相模原市	研修実施 平成 22 年度	実施	研修参加 既に実施中の手法と併行実施		実施
北海道	研修実施 平成 22 年度		既に NOCHD 実施中		
札幌市	研修実施 平成 22 年度		既に NOCHD 実施中		
横浜市	研修実施 平成 22 年度		研修参加 既に実施中の手法と併行実施		
青森県	研修実施 平成 22 年度		研修参加		
岩手県	研修実施 平成 22 年度		研修参加		
宮城県	研修実施 平成 22 年度		研修参加		
秋田県	研修実施 平成 22 年度		研修参加		
山形県	研修実施 平成 22 年度		研修参加		
福島県	研修実施 平成 22 年度		研修参加		
仙台市	研修実施 平成 22 年度		研修参加	部分実施	

資料 研究班の各児童相談所・地域機関との活動経過

□平成 21 年度 活動実施状況

○ガイドライン概要説明及びモニター実施に関する事前協議

- 9 月 3 日 福岡市児童相談所
- 12 月 9 日 堺市子ども相談所
- 12 月 9 日 静岡県中央児童相談所
- 12 月 10 日 岡山県中央児童相談所
- 12 月 11 日 奈良県中央児童相談所
- 12 月 15 日 愛知県中央児童相談所
- 12 月 18 日 福岡市児童相談所
- 12 月 18 日 大分県中央児童相談所
- 12 月 21 日 埼玉県中央児童相談所
- 12 月 25 日 新潟市児童相談所
- 1 月 6 日 茨城県中央児童相談所

1月13日	東京都児童相談センター		
1月18日	徳島県中央児童相談所		
1月27日	横須賀市児童相談所		
1月29日	浜松市児童相談所		
3月10日	千葉県市川児童相談所		
3月12日	静岡県中央児童相談所		
3月12日	浜松市児童相談所		
3月17日	横須賀市児童相談所		
3月19日	茨城県中央児童相談所		
○ガイドライン研修		参加人数	
1月7日	大阪府中央子ども家庭センター	36	名
1月14日	奈良県文化会館	29	名
1月18日	岡山県福祉相談センター	18	名
○被害確認面接トレーニング研修			
1月19日	～ 奈良会場(奈良県文化会館)		
1月21日		32	名
* ガイドライン試行実施児相(堺市、奈良県、岡山県)及び近畿圏児相(大阪府、大阪市、京都府、京都市、兵庫県、滋賀県、和歌山県)職員対象			
○ガイドラインモニター			
3月18日	岡山県中央児童相談所	22	名
3月18日	堺市子ども相談所	20	名
□平成22年度 活動実施状況			
○ガイドライン研修			
4月7日	浜松市児童相談所	* 一時保護所	18 名
4月8日	浜松市児童相談所		18 名
4月14日	静岡県西部児童相談所		20 名
4月16日	静岡県賀茂児童相談所		6 名
4月19日	静岡県中央児童相談所		23 名
4月19日	静岡県中央児童相談所	* 一時保護所	11 名
4月21日	静岡市児童相談所		16 名
4月21日	静岡市児童相談所		29 名
4月22日	千葉県中央児童相談所		27 名
4月23日	千葉県市川児童相談所		38 名
4月26日	福岡市子ども総合相談センター		29 名
4月26日	福岡市子ども総合相談センター		22 名
4月27日	福岡市子ども総合相談センター		16 名
4月27日	福岡市子ども総合相談センター		22 名
4月28日	茨城県中央児童相談所		31 名
5月10日	新潟市児童相談所		10 名
5月11日	茨城県中央児童相談所		27 名
5月12日	静岡県東部児童相談所	* 一時保護所	11 名
5月12日	静岡県東部児童相談所		13 名
5月13日	千葉県中央児童相談所		51 名
5月14日	千葉県市川児童相談所		58 名
5月21日	浜松市児童相談所		21 名
5月21日	静岡県富士児童相談所		12 名
5月28日	横須賀市児童相談所		27 名
7月20日	東京都児童相談センター		62 名
7月26日	東京都小平児童相談所		37 名
7月26日	東京都小平児童相談所		40 名
7月29日	東京都児童相談センター		59 名
7月29日	東京都児童相談センター		63 名
* 7/20～29 参加自治体 東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、埼玉県、さいたま市、栃木県、長野県職員対象			
9月29日	札幌市児童相談所		68 名
9月29日	北海道中央児童相談所		29 名
10月12日	大阪府岸和田子ども家庭センター		14 名